

# 会議の開催に関する特別措置条例

（2023年6月30日条例公示第18号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派における会議の開催に関する特別措置について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

**第2条** この条例は、宗門法規に招集、議事及び議決の方法等が規定されている会議（以下「会議」という。）について適用する。ただし、真宗大谷派宗憲に定める宗会並びに参与会及び常務会を除く。

（用語の定義）

**第3条** この条例における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- （1）招集権者 当該会議を招集する権限を定められた者をいう。
- （2）構成員 当該会議を構成し議決権を有する者をいう。
- （3）オンライン 双方向性及び即時性が十分確保されたインターネット回線等を用いた方法をいう。

（オンラインによる出席）

**第4条** 招集権者が特に必要と認めるときは、構成員及び参考人等に対し、オンラインによる会議への参加をもって、出席とみなすことができる。

（委任状又は書面の提出による出席）

**第5条** 災害等の発生又は感染症のまん延防止措置等の観点から、会議が開催される場所に赴いて出席することが困難な構成員があると招集権者が認めるときは、次の各号に掲げるいずれかの方法を用いて会議に参加させることにより、出席とみなすことができる。

- （1）当該会議の付議事項について、代理人に委任することを記した委任状を作成し、招集権者に提出する。
- （2）当該会議の付議事項について、賛否及び意見を記した書面を作成し、招集権者に提出する。

2 前項第1号による代理人は、当該会議の構成員の中から指定しなければならない。ただし、当該会議について定めた宗門法規に別に定めがある場合は、この限りでない。

3 第1項各号によるときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、該当する

構成員に報告しなければならない。

（書面会議）

**第6条** 大規模な災害等の発生又は重大な感染症のまん延防止措置等の観点から、会議を招集することが困難であると招集権者が認めるときは、構成員全員に対して前条第1項第2号の規定を用いた方法（以下「書面会議」という。）により、会議を開催することができる。

2 書面会議を行うときは、招集権者は、構成員の過半数の同意を得なければならない。ただし、可否同数のときは、議長を置いている場合は議長が、議長を置いていない場合は招集権者がこれを決する。

3 書面会議を開催したときは、招集権者は、当該会議の審議及び議決の結果について、構成員全員に報告しなければならない。

（特別措置の適用）

**第7条** 招集権者は、第4条から前条までに定める規定を適用するときは、招集にあわせて構成員にこれを通知しなければならない。

2 当該会議について定めた宗門法規に、招集に際して招集権者が別に同意を得る手続きの定めがある場合は、特別措置の適用についても同意を得なければならない。

（準用規定）

**第8条** 第2条に定める会議のほか、教区及び組が別に定める会議について、招集権者が特に必要と認めるときは、この条例を準用することができる。

## 附 則

- 1 この条例は、公示の日から施行する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う条例に定める会議の開催に関する緊急達令（2020年緊急達令公示第1号）は、廃止する。

# 宗宝宗史蹟保存条例

（2000年6月27日条例公示第2号）

（目的）

**第1条** この条例は、宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理のために必要な事項を定め、適正な保存環境を確保し、宗門の財産を伝承護持し、もって本派の教学、儀式に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において宗宝及び宗史蹟とは、本派並びに本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する財産であって、特に教義上又は宗史上貴重な物件の中から、この条例に定める手続きを経て、宗務総長が指定したものをいう。

（宗宝物件）

**第3条** 宗宝に指定すべき物件の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）宗祖の真蹟
- （2）聖教及びこれに準ずる典籍の古写本又は古刊
- （3）宗祖、列祖及びその他の彫像、画像
- （4）列祖及びその他の真蹟
- （5）宗史に関する古文書、古記録、金石文及び器物の類
- （6）その他前各号以外の物件であって特に必要と認められるもの

（宗史蹟物件）

**第4条** 宗史蹟に指定すべき物件は、宗史上に由緒のある地とする。

（指定）

**第5条** 宗宝及び宗史蹟の指定は、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得て、宗務総長が行う。

2 宗務総長は、本派に属する寺院、教会及びその他の所属団体が所有する物件については、前項による参与会及び常務会の議決にさきだち、当該所有者の同意を得なければならない。

（指定の解除）

**第6条** 宗宝及び宗史蹟に指定されている物件が、次の各号のいずれかに該当するときは、宗務総長は指定を解除する。

- （1）指定物件がその価値を失ったとき
- （2）その他特別の事由があるとき

2 前項の指定の解除にあたっては、あらかじめ宗宝宗史蹟保存会の審査を経て、参与会及び常務会の議決を得なければならない。

（告示）

**第7条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定又は指定の解除をしたときは、これを告示しなければならない。

（指定書）

**第8条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、指定書を交付しなければならない。

2 第6条により宗宝及び宗史蹟の指定を解除されたときは、所有者は指定書を宗務総長に返却しなければならない。

（保存管理）

**第9条** 宗宝及び宗史蹟の保存管理は、所有者がこれを行う。ただし、宗宝宗史蹟保存会の審査を経て宗務総長が承認した場合に限り、保存管理を別に委託することができる。

2 宗宝及び宗史蹟の所有者は、当該物件の所在を変更し、又は修理若しくはその他保存に影響を及ぼす行為をするときは、あらかじめ宗務総長の承認を得なければならない。

3 宗務総長は、必要があると認めるときは、宗宝及び宗史蹟の所有者に対し、当該物件の保存管理について報告を求め、指示又は助言することができる。

（処分、担保の禁止）

**第10条** 宗宝及び宗史蹟は、これを処分し、又は担保に供することができない。

（宗宝宗史蹟保存会）

**第11条** 宗宝及び宗史蹟の指定又は解除、並びにその保存管理について必要な事項を調査審議するため、宗宝宗史蹟保存会を置く。

（宗宝宗史蹟台帳）

**第12条** 宗宝及び宗史蹟の管理のため、宗務所に、宗宝宗史蹟台帳を置く。

（保存管理経費）

**第13条** 宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な経費は、宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例（1998年条例公示第6号）の規定に基づきこれを支弁する。

（達令への委任）

**第14条** この条例を施行するために必要な事項は、達令でこれを定める。

附 則

- 1 この条例は2000年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に宗宝又は宗史蹟に指定されている物件は、この条例施行の日から90日以内に、この条例による手続きを経て、宗宝又は宗史蹟に指定しなければならない。

# 宗宝宗史蹟保存条例施行条規

(2000年6月27日達令公示第4号)

改正 2004年6月28日達令公示27

(趣旨)

**第1条** この達令は、宗宝宗史蹟保存条例(2000条例公示第2号。以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(同意書)

**第2条** 宗務総長は、宗宝及び宗史蹟の指定をしようとするときは、条例第5条第2項に基づき、当該所有者から同意書を得なければならない。

2 同意書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積

(2) 所有者の氏名又は名称及び住所

(3) 所在地

(4) 処分、担保禁止の同意

3 同意書の様式は、別に定める。

(指定書)

**第3条** 条例第8条の規定により、宗宝及び宗史蹟の所有者に交付する指定書には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 指定年月日

(2) 宗宝及び宗史蹟の名称、員数、形状、法量、面積

(3) 所有者の氏名又は名称及び住所

(4) 所在地

(5) 指定書の記号番号

2 指定書を亡失、滅失又は破損した場合は、再交付を申請することができる。

3 指定書の様式は別に定める。

(届出等)

**第4条** 宗宝の所在を長期に亘り変更しようとする場合は、所有者は宗務総長に届け出、承認を得なければならない。

2 宗宝及び宗史蹟を修理、又はその他保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者は、宗務総長に届け出、承認を得なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置をとる場合、又は保存に影響を及ぼす行為が軽微である場合は、この限りでない。

3 宗務総長は、第1項及び第2項の届け出を受けたときは、宗宝宗史蹟保存会(以下「保存会」という。)において調査し、必要な指示又は助言をすることができる。

4 第1項及び第2項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。

(紛失・毀損)

**第5条** 宗宝の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し又はこれを紛失したときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。

2 天災等により宗史蹟の形状に著しく変動が生じたときは、所有者は、宗務総長に届け出なければならない。

3 宗務総長は、第1項及び第2項による届け出を受けたときは、保存会において調査し、適切な助言又は指導をしなければならない。

4 第1項及び第2項による届け出は、別に定める届出書により行うものとする。

(宗宝宗史蹟台帳)

**第6条** 宗宝及び宗史蹟の指定をしたときは、次の事項を記載する。

(1) 第3条第1項各号に規定する事項

(2) 指定理由

(3) その他必要な事項

2 宗宝及び宗史蹟の指定を解除したときは、次の事項を記載する。

(1) 解除年月日

(2) 解除理由

(3) その他必要な事項

3 記載事項の変更等の届け出があつときは、これをその都度記載する。

(経費の補助)

**第7条** 宗務総長は、本派所有以外の宗宝及び宗史蹟の修理、又はその保存管理のために、条例第13条の規定により、所有者に対しその経費の一部を補助することができる。

(保存会の職務)

**第8条** 保存会は、条例第11条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関し、その都度宗務総長が示した案件について調査及び審議し、その結果を宗務総長に報告しなければならない。

(1) 宗宝又は宗史蹟の指定及び解除に関する事項

(2) 宗宝又は宗史蹟の保存管理に関する事項

(3) その他必要な事項

2 保存会は、前項のほか、特に必要と認めた事項について宗務総長に建議することができる。

(保存会の組織)

**第9条** 保存会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 本派に所属する僧侶又は門徒であつて、学識経験を有する者の中から宗務総長が委嘱した者10人以内

(2) 特定の専門分野の学識を有する者の中から宗務総長が委嘱した者5人以内

2 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

**第10条** 保存会には会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を統理し、案件に対する委員の意見を整理し、調整する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が代理する。

(保存会の招集)

**第11条** 保存会は、宗務総長が案件を示してこれを招集する。

(調査委員)

**第12条** 保存会は、特定の事項を調査するため、必要により調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、保存会委員の中から、又は保存会の意見を聞いて選定した若干人をその都度宗務総長が委嘱する。

3 調査委員は、調査結果について保存会に報告しなければならない。

(参考人の会議への出席)

**第13条** 保存会が必要と認めるときは、参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(宗務役員との会議への出席)

**第14条** 宗務総長の命を受けた宗務役員は、いつでも会議に出席して意見を述べることができる。

(保存会の事務)

**第15条** 保存会の事務は、組織部が行う。

#### 附 則

1 この達令は、2000年7月1日から施行する。

2 宗宝宗史蹟保存会規程(1995年達令公示第2号)は、廃止する。

3 この達令施行の際、前項の規定により委嘱されていた委員の任期は、すべて満了したものとみなす。

附 則(2004年6月28日達令公示第27号)

この達令は、2004年7月1日から施行する。

## 渉成園保存管理規程

(1996年10月1日達令公示第10号)

改正 ①1997年6月13日達令公示5

②2005年6月28日達令公示11

(目的)

**第1条** この達令は、渉成園の保存及び管理について必要な事項を定める。

(管理の定則)

**第2条** 渉成園は、真宗本廟の飛地境内地で、枳殻邸とも称し、真宗本廟に参詣する僧侶及び門徒をはじめ、一般の人々にも本派の庭園として広く親しまれ、今日まで幾多の門徒の懇念により護持されてきた歴史に鑑み、その保存管理にあたっては、万全の体制を確保しなければならない。

(入園者の心構え)

**第3条** 渉成園に入園又は参観し、若しくは渉成園内の施設を使用しようとする者は、この達令に定める手続きを経て、あらかじめ許可を得るとともに、庭園及び建物の保護、風致並びに史蹟の保存及び防災に関して、管理者の指示に従わなければならない。

(参観)

**第4条** 渉成園の参観は、本廟部長が許可する。  
2 前項により、渉成園の参観を許可したときは、本廟部長は参観券を交付するものとする。

(使用許可)

**第5条** 渉成園の通常使用は、第6条に定める使用許可申請書に必要事項を記入し、本廟部長の許可を得なければならない。ただし、渉成園における大規模な展示会等一般参観に支障あるものについては、渉成園運営委員会の議を経て、宗務総長の許可を得なければならない。

2 前項により、渉成園の使用を許可したときは、本廟部長は使用許可書を交付するものとする。

(使用許可申請書)

**第6条** 渉成園の使用許可をうけようとする者は、別に定める使用許可申請書を本廟部に提出しなければならない。ただし、本派の僧侶及び門徒以外の一般が使用する場合並びに展示会等の渉成園の目的以外に使用しようとする場合は、更に別に定める渉成園施設使用約款を提出しなければならない。

2 本廟部は、前項に定める提出書類のほか必要と認められた事項について、説明書の提出を求めることができる。この場合、説明書を提出しない者には、使用を許可しない。

(冥加金)

**第7条** 涉成園を使用しようとする者は、別に定める冥加金を納入しなければならない。

(賠償責任)

**第8条** すべての入園者は、庭園、建物及び付属物を毀損したときは、営繕審査会の査定によりその損害を賠償しなければならない。

(涉成園運営委員会)

**第9条** 涉成園の運営並びに参観及び使用管理の適正をはかるため、涉成園運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員若干人で組織する。

3 委員は、宗務役員の中から、本廟部長の上申により宗務総長が命ずる。

4 委員会が必要と認めるときは、会議に参考人の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会に関する事務は、本廟部が行う。

(事務所管)

**第10条** 涉成園に関する事務所管は、次のとおりとする。

(1) 参観及び使用管理に関する業務 本廟部

(2) 営繕並びに庭園及び土地の管理に関する業務 財務部

(3) 警備及び防災に関する業務 総務部

**附 則**

1 この達令は、1996年10月1日から施行する。

2 涉成園使用及び保全規程(1991年達令公示第53号)は、廃止する。

3 1996年9月30日現在、涉成園の使用又は参観を許可されていた者は、この達令により許可されたものとみなす。

**附 則**(1997年6月13日達令公示第5号)抄  
この達令は、1997年7月1日から施行する。

**附 則**(2005年6月28日達令公示第11号)

1 この達令は、2005年7月1日から施行する。

2 2005年6月30日現在、涉成園の使用を許可されている者は、この達令により許可されたものとみなす。

## 教育財団及び共済機関設置に関する条例

(1991年6月29日条例公示第44号)

(設置)

**第1条** 宗祖聖人七百回御遠忌記念として、教育財団及び共済機関を設置する。

(教育財団の目的)

**第2条** 教育財団は、寺院、教会及び門徒の子弟に、教育を受けるために必要な経費を補給することを目的とする。

(教育財団の基本金)

**第3条** 教育財団は、その基本金の目標を3億5千万円以上とする。

(共済機関の目的)

**第4条** 共済機関は、その基本金から生ずる果実をもって寺院、教会及び僧侶を救援することを目的とする。

(共済機関の基本金)

**第5条** 共済機関は、その基本金の目標を1億5千万円以上とする。

(共済機関の会計)

**第6条** 共済機関の会計は、特別会計とする。  
(委任規定)

**第7条** 共済機関に関する規定は、条例で定める。

**附 則**

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた教育財団及び共済機関は、この条例による教育財団及び共済機関とみなす。

3 1991年6月30日現在、設置していた共済機関の会計は、この条例によるものとする。

# 共済条例

（1987年6月11日条例公示第5号）

改正 ①2001年6月29日条例公示18

②2006年6月28日条例公示4

③2008年6月27日条例公示9

④2015年6月26日条例公示8

⑤2017年6月28日条例公示14

⑥2019年6月27日条例公示16

⑦2021年6月30日条例公示16

⑧2021年6月30日条例公示19

⑨2022年6月28日条例公示6

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、本派の共済制度に関する事項について定める。

（共済の目的）

**第2条** 共済は、同朋相互扶助の精神に則り、聞法の道場たる寺院・教会の本堂等の施設に対する災害復興支援並びに寺院・教会の福祉をはかることを目的とする。

（共済の種類）

**第3条** 共済をわけて、第1種共済及び第2種共済とする。

### 第2章 第1種共済

（定義）

**第4条** 第1種共済とは、住職・教会主管者、代務者、前住職・前教会主管者、坊守及び前坊守の退職、死亡、病気又は永年在任に対し、共済金を給付することをいう。

（種別及び給付条件等）

**第5条** 第1種共済の共済金は、住職慰労金、慰問金、弔慰金及び住職年金とする。

2 住職慰労金は、住職及び教会主管者を30年以上在任した者が、退任又は死亡した場合に給付する。

3 慰問金は、現に住職及び教会主管者又は坊守であって、身体障害者となった者及び病気のため現に医療中の者であって、業務に著しい支障のある者に対し、申請により給付する。

4 弔慰金は、住職、教会主管者、本務である代務者、前住職・前教会主管者、坊守及び前坊守が死亡した場合に、その寺院・教会に給付する。ただし、弔慰金の給付を受ける資格が競合する場合は、別表第3号による給付額の大なる類により、その類の資格を有する寺院・教会に給付する。

5 住職年金は、住職及び教会主管者を50年以

上在任した者に、終身年1回給付する。

6 第2項、第3項及び第5項の共済金は、全て当該寺院・教会を経て給付するものとし、その方法については別に定める。

（給付額の算出）

**第6条** 住職慰労金は別表第1号により、慰問金は別表第2号により、弔慰金は別表第3号により、住職年金は別表第4号により、それぞれ給付額を算出する。

**第7条** 別表第1号から第4号までの1点の金額は、それぞれ宗会の議決を経て、宗務総長が定める。

## 第3章 第2種共済

### 第1節 第2種共済

（定義）

**第8条** 第2種共済とは、寺院・教会が納付する共済賦課金及び共済拠出金並びに一般会計からの回付金及びその他の収入により、その寺院・教会の災害に対し、共済金を給付することをいう。

2 共済金を受領した寺院・教会は、聞法の道場たる本堂等の災害復興のためにこれを使用しなければならない。

（種別）

**第9条** 第2種共済の共済金は、復興共済金及び宗派共済見舞金とする。

2 復興共済金は、共済賦課金又は共済賦課金及び共済拠出金の両方を納付した寺院・教会の本堂、庫裡、書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた附属建物及びその宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎及び認定こども園園舎並びにその他の事業建物が火災、風水害その他の災害により損害を受けた場合に、加入口数及び損害の程度に応じて、その寺院・教会に給付する。

3 宗派共済見舞金は、第23条に定める査定及び審査の結果、別表第6号から第8号までに定める復興共済金の給付基準に満たなかった寺院・教会に給付する。

（基礎加入）

**第10条** 賦課金条例（1987年条例公示第4号）に定める共済賦課金を納付した寺院・教会は、第2種共済に加入したものとする。この場合の保障の対象となる建物は、当該寺院・教会の本堂及び庫裡に限るものとする。

2 前項による加入を基礎加入という。

（任意加入）

**第11条** 寺院・教会は、基礎加入のほか、さらに10口を限度として拠出金を納付し、任意に加入することができる。

2 前項の拠出金を共済拠出金といい、前項による加入を任意加入という。

3 任意加入は、別表第5号に定める建物ごとに、各加入制限口数を限度として、それぞれ個別に加入するものとする。

**第12条** 共済拠出金は、1口1万円とする。  
(任意加入の手続)

**第13条** 任意加入をしようとする寺院・教会は、別に定める加入申込書に共済拠出金を添えて、教務所長に提出しなければならない。

2 前項の寺院・教会は、前年度までの賦課金に滞納があってはならない。  
(任意加入の継続加入)

**第14条** 任意加入に継続して加入する場合は、保障の効力が満了する日までに共済拠出金を納付しなければならない。この場合、加入方法又は保障対象建物に変動がない限り、前条の加入申込書の提出を省略することができる。

(保障の効力の発生及び期間)

**第15条** 第2種共済の保障の効力は、次項以下の規定のとおりとする。

2 基礎加入の保障期間は1年とし、その効力は、共済賦課金を納付した日の属する会計年度の次年度の初日から発生し、その年度の末日までとする。

3 前年度の共済賦課金を納付していない寺院・教会については、これを納付した日から保障の効力が発生し、その期間は、納付した日の属する年度の末日までとする。

4 任意加入の保障の効力は、加入申込を受理した日の翌日をもって発生し、その保障期間は、効力発生の日から1年とする。

5 任意加入につき、保障の効力が発生するまでに災害が発生したときは、復興共済金を給付しないものとする。ただし、納付した共済拠出金は返還するものとする。

(共済拠出金の不返還)

**第16条** 納付した共済拠出金は、前条第5項に定める場合を除き、理由の如何にかかわらずこれを返還しない。

(給付額の算出)

**第17条** 基礎加入及び任意加入による復興共済金は、別表第6号から第8号までにより、それぞれ給付額を算出する。

2 宗派共済見舞金の給付額は、別に定める。

**第17条の2** 別表第6号、別表第7号及び別表第8号の1点の金額は、宗会の議決を経て、宗務総長が定める。

(給付額の制限)

**第18条** 同一の要因により発生した災害に係る第2種共済の共済金の給付額は、その給付額が決定された日現在における第2種共済特別会計に計上されている共済金の残額に第2種共済特別会計条例（1991年条例公示第35号。以下同じ。）第6条に定める復興共済積立金の総額の5割を加えた額を超えることができない。

2 前項により共済金の給付が制限された場合、同一の要因により発生した災害に係る当該被災寺院・教会に対する第2種共済の共済金の金額の算出は、第17条の規定に基づき算出した第2種共済の共済金の総額に対する各寺院・教会ごとの算出額の割合に応じて按分して行う。

3 第2種共済の共済金の給付は、当然先に発生した災害によるものを優先して行う。

4 第2項に規定する同一の要因により発生した災害の範囲及びその被災対象寺院・教会の特定は、国又は地方公共団体若しくはその関係機関が発表する災害情報に基づき、第22条に規定する共済審査会（以下「共済審査会」という。）に諮り、宗務総長がこれを決定する。

(給付手続)

**第19条** 寺院・教会は、災害により被害を受けたときは、遅滞なく教務所長を経て、宗務総長に被害について報告しなければならない。

2 宗務総長は、前項の報告があったときは、共済金給付のための必要な手続を行うものとする。

## 第2節 給付額の決定

(共済査定員)

**第20条** 本派は、信用ある保険会社又は鑑定事務所と契約し、専門家による査定（以下「査定」という。）を行う。

2 前項の専門家を共済査定員と称する。

(査定の方法)

**第21条** 査定は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとする。

(1) 現地査定

(2) 寺院・教会からの提出資料に基づく査定

2 共済査定員は、被災対象寺院・教会の被害状況について査定書を作成し、これを共済審査会に提出しなければならない。

(共済審査会)

**第22条** 復興共済金の給付を適正にし、及び給付額を公正にするため、宗務所に共済審査会を置く。

2 共済審査会は、前条に定める査定書に基づき審査を行い、給付額を決定する。

3 共済審査会に関する事項は、別に定める。

(給付額の決定)

**第23条** 第17条に定める給付額は、査定及び  
共済審査会による審査を経て、これを決定する。  
(給付の再審査)

**第24条** 第2種共済の共済金の給付を受け、若  
しくは給付をしないと定められた寺院・教会が、  
これについて異議のあるときは、給付を受けた  
日又は給付しない旨の通知を受けた日から20  
日以内に、事由を具して、教務所長を経て宗務  
総長に再審査を請求することができる。

2 宗務総長は、前項の請求があったときは、再  
審査に付さなければならない。

3 再審査は、これを最終とする。

(給付の制約)

**第25条** 給付に関して行う調査に対し、正当な  
理由がないのにこれに応じないときは、給付を  
行わないことができる。

#### 第4章 補則

(会計)

**第26条** 第2種共済に関する会計は、会計条例  
(1988年条例公示第1号)第7条により、  
特別会計を設定して経理する。

(共済金の給付)

**第27条** 共済金の給付は、すべて当該寺院・教  
会が届け出た金融機関の口座への振込をもって  
行う。

(共済制度の補完)

**第28条** 本派は、共済制度を補完するため、信  
用ある保険会社と契約して保険内容と加入条件  
を設定し、寺院・教会に対して任意の加入を奨  
励することができる。

(達令への委任)

**第29条** この条例を施行するために必要な事項  
は、達令でこれを定める。

#### 附 則

1 この条例は、1987年7月1日から施行する。

2 共済条例(1966年条例第148号。以下  
「旧条例」という。)は、廃止する。

3 この条例施行前に発生した事由にもとづく給  
付については、旧条例はなおその効力を有し、  
旧条例により給付した共済金は、この条例によ  
り給付した共済金とみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例による第2種  
共済に加入し、その保障期間が継続している寺  
院・教会の保障及び復興共済金の給付について  
は、その保障の効力の期間が満了する日までの  
間、旧条例は、なおその効力を有する。

5 この条例施行の際、現に設定している第1種  
共済特別会計及び第2種共済特別会計は、この  
条例による第1種共済特別会計及び第2種共済

特別会計とする。

6 第16条に規定する義務加入の保障の効力は、  
1987年7月1日から1988年6月30日  
までの間については、同条の規定にかかわらず、  
1986年度までの宗費賦課金をすべて納付し  
た寺院・教会に限り、これを保障する。

7 第2種共済特別会計条例(1966年条例第  
150号)第7条中、「共済条例第18条」を  
「共済条例第24条」に改める。

附 則(2001年6月29日条例公示第18号)

1 この条例は、2003年1月1日から施行する。

2 この条例施行前に発生した災害に基づく災害  
見舞金の給付については、従前の規定は、なお  
その効力を有し、これにより給付した共済金は、  
この条例により給付した復興共済金とみなす。

附 則(2006年6月28日条例公示第4号)

この条例は、2007年1月1日から施行する。

附 則(2008年6月27日条例公示第9号)

この条例は、2008年7月1日から施行する。

附 則(2015年6月26日条例公示第8号)

この条例は、2016年1月1日から施行する。

ただし、第8条の2に定める補償制度及び第26  
条に定める保険内容と加入条件の設定に必要な事  
項は、この条例施行前に行うことができる。

附 則(2017年6月28日条例公示第14号)

1 この条例は、2018年1月1日から施行す  
る。ただし、この条例施行の準備に必要な事項  
は、条例施行前に行うことができる。

2 この条例施行の際、従前の規定により給付さ  
れた退職慰労金又は遺族給付金は、この条例に  
より給付した住職慰労金とみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定により給付さ  
れた住職年金は、この条例により給付した住職  
年金とみなす。

4 この条例施行前に従前の規定により申請書が  
提出されている退職慰労金、遺族給付金、慰問  
金、弔慰金及び住職年金で、未だその給付を受  
けていないものについては、従前の規定は、な  
おその効力を有し、これにより給付した共済金  
は、この条例により給付した共済金とみなす。

附 則(2019年6月27日条例公示第16号)

1 この条例は、2020年1月1日から施行す  
る。ただし、この条例施行の準備に必要な事項  
は、条例施行前に行うことができる。

2 この条例施行前に発生した災害に基づく共済  
金の給付については、従前の規定は、なおその  
効力を有し、これにより給付した共済金は、こ  
の条例により給付した共済金とみなす。

3 この条例施行の際、別表第6号から第8号ま

でに規定する1点の金額は、なお従前のおりとする。

- 4 第2種共済特別会計条例第3条中「復興共済見舞金」を「宗派共済見舞金」に改める。
- 5 一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（1991年条例公示第40号）第3条中「第21条」を「第23条」に改める。

附 則（2021年6月30日条例公示第16号）抄

- 1 この条例は、2020年6月30日から施行する。〔中略〕
- 3 共済条例（1987年条例公示第5号）第4条中「宗祖聖人七百回御遠忌を記念として設けられた基金により、」を削り、第26条第1項中「共済に関する会計」を「第2種共済に関する会計」に改め、同条第2項を削る。

附 則（2021年6月30日条例公示第19号）

- 1 この条例は、2021年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に保険会社と契約した補償制度による補償金並びにその給付申請については、なお従前のおりとする。
- 3 第2種共済特別会計条例（1991年条例公示第35号）第6条中「共済条例第19条」を「共済条例（1987年条例公示第5号）第18条」に改める。

- 4 一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例（1991年条例公示第40号）第3条中「共済条例（昭和62年条例公示第5号）第23条」を「共済条例（1987年条例公示第5号）第22条」に改める。

附 則（2022年6月28日条例公示第6号）

- 1 この条例は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行前に発生した災害に基づく復興共済金及び宗派共済見舞金の給付については、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した復興共済金及び宗派共済見舞金は、この条例により給付した復興共済金及び宗派共済見舞金とみなす。

(第二十編) 共済条例

別表第1号（住職慰労金）

種 別	点 数
住職・教会主管者在任30年以上	50

別表第2号（慰問金）

種 別	対 象	点 数
病 気	住職・教会主管者	3
	坊 守	2
身体障害者	住職・教会主管者	3
	坊 守	2

別表第3号（弔慰金）

類	資 格	点 数
1	住職・教会主管者	8
2	代務者（本務であつて在任中のもの）	5
3	前住職・前教会主管者	5
4	坊守	5
5	前坊守	3

別表第4号（住職年金）

種 別	点 数
住職・教会主管者在任50年以上	5

別表第5号

種 別	保障の対象となる建物	加入制限口数
任意加入 (合計10口までを限度とする)	本堂（20坪以上）	10口まで
	本堂（20坪未満）	5口まで
	庫裡	5口まで
	書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、認定こども園園舎その他事業建物	各建物ごとに1口まで

別表第6号（火災）

被害の程度	建物別点数		任意加入分
	基礎加入分		
	本 堂	庫 裡	
80%以上が焼失したと認められるもの	1400	600	1000
75%以上80%未満が焼失したと認められるもの		564	
70%以上75%未満が焼失したと認められるもの		527	
65%以上70%未満が焼失したと認められるもの		490	
60%以上65%未満が焼失したと認められるもの		453	
55%以上60%未満が焼失したと認められるもの	1286	416	918
50%以上55%未満が焼失したと認められるもの	1172	379	835
45%以上50%未満が焼失したと認められるもの	1058	342	753
40%以上45%未満が焼失したと認められるもの	944	305	670
35%以上40%未満が焼失したと認められるもの	830	269	588
30%以上35%未満が焼失したと認められるもの	715	232	505
25%以上30%未満が焼失したと認められるもの	601	195	423
20%以上25%未満が焼失したと認められるもの	487	158	340
15%以上20%未満が焼失したと認められるもの	373	121	258
10%以上15%未満が焼失したと認められるもの	259	84	175
5%以上10%未満が焼失したと認められるもの	145	47	93
2.5%以上5%未満が焼失したと認められるもの	88	10	52
1%以上2.5%未満が焼失したと認められるもの	30	5	10

(第二十編) 共済条例

別表第7号（浸水被害）

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
床上2.0m以上が浸水したと認められるもの	1400	600	1000
床上1.9m以上2.0m未満が浸水したと認められるもの	1355	581	968
床上1.8m以上1.9m未満が浸水したと認められるもの	1310	562	935
床上1.7m以上1.8m未満が浸水したと認められるもの	1265	542	903
床上1.6m以上1.7m未満が浸水したと認められるもの	1220	523	870
床上1.5m以上1.6m未満が浸水したと認められるもの	1175	503	838
床上1.4m以上1.5m未満が浸水したと認められるもの	1130	484	805
床上1.3m以上1.4m未満が浸水したと認められるもの	1085	465	772
床上1.2m以上1.3m未満が浸水したと認められるもの	1040	445	740
床上1.1m以上1.2m未満が浸水したと認められるもの	995	426	707
床上1.0m以上1.1m未満が浸水したと認められるもの	949	406	675
床上0.9m以上1.0m未満が浸水したと認められるもの	904	387	642
床上0.8m以上0.9m未満が浸水したと認められるもの	859	367	609
床上0.7m以上0.8m未満が浸水したと認められるもの	814	348	577
床上0.6m以上0.7m未満が浸水したと認められるもの	769	329	544
床上0.5m以上0.6m未満が浸水したと認められるもの	724	309	512
床上0.4m以上0.5m未満が浸水したと認められるもの	679	290	479
床上0.3m以上0.4m未満が浸水したと認められるもの	634	270	446
床上0.2m以上0.3m未満が浸水したと認められるもの	589	251	414
床上0.1m以上0.2m未満が浸水したと認められるもの	544	231	381
床上0.1m未満が浸水したと認められるもの	498	212	349
床下全部が浸水したと認められるもの	453	193	316
床下4分の3以下が浸水したと認められるもの	228	95	153
床下2分の1以下が浸水したと認められるもの	115	47	72
床下8分の1以上4分の1以下が浸水したと認められるもの	59	23	31
床下16分の1以上8分の1未満が浸水したと認められるもの	30	10	10

別表第8号（火災及び浸水被害を除く災害）

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
80%以上が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1400	600	1000
75%以上80%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1315	564	939
70%以上75%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1229	527	877
65%以上70%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1144	490	815
60%以上65%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	1058	453	753
55%以上60%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	972	416	691
50%以上55%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	887	379	629
45%以上50%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	801	342	567
40%以上45%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	715	305	505
35%以上40%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	630	269	444
30%以上35%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	544	232	382
25%以上30%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	459	195	320
20%以上25%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	373	158	258
15%以上20%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	287	121	196
10%以上15%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	202	84	134
5%以上10%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	116	47	72
2.5%以上5%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	73	10	41
1%以上2.5%未満が流出、倒壊又はこれと同程度と認められるもの	30	5	10

(第二十編) 共済条例

# 共済条例施行条規

〈1987年7月1日達令公示第7号〉

- 改正 ①1988年 6月25日達令公示10  
 ②1991年 6月29日達令公示54  
 ③1999年 6月25日達令公示10  
 ④2000年 6月27日達令公示9  
 ⑤2001年 6月29日達令公示11  
 ⑥2003年 6月28日達令公示11  
 ⑦2004年 6月28日達令公示28  
 ⑧2006年 6月28日達令公示6  
 ⑨2008年 6月27日達令公示12  
 ⑩2008年 7月31日達令公示14  
 ⑪2013年 6月28日達令公示15  
 ⑫2015年12月25日達令公示12  
 ⑬2016年 6月24日達令公示10  
 ⑭2017年 6月28日達令公示13  
 ⑮2018年 6月25日達令公示16  
 ⑯2019年 6月27日達令公示5  
 ⑰2021年 6月30日達令公示20  
 ⑱2022年 6月28日達令公示4

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達令は、共済条例（1987年条例公示第5号。以下「条例」という。）第29条の規定により、共済制度に関する事務取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この達令において「寺院」というときは、教会を含むものとする。

2 条例別表第5号から第8号までにいう「庫裡」とは、もっぱら寺院本来の用に供する建物をいう。

3 条例別表第5号にいう「集会所」、「その他宗務総長が認めた付属建物」（以下「付属建物」という。）並びに宗教法人が経営する「幼稚園園舎」、「保育園園舎」、「認定こども園園舎」及び「その他の事業建物」とは、寺院本来の教化機能を発揮するための用に供する建物をいう。

4 「本堂」及び「庫裡」が、これらを共有するひとつの建物である場合は、これを本堂とみなす。

(給付に関する決定の期限)

第3条 共済金の給付の決定は、慰問金については、その給付申請書が受理された日から、第2種共済については、条例第21条第2項に定める査定書が提出された日から、それぞれ1ヵ月以内に決定するものとする。

(共済金の給付通知)

第4条 共済金の給付にあたっては、すべて当該

(第二十編) 共済条例施行条規

寺院に文書をもって通知する。

## 第2章 第1種共済

(共済金の受領者)

**第5条** 第1種共済における共済金の受領者は、条例第5条第2項から第5項までにそれぞれ定める給付対象者（以下「給付対象者」という。）とする。

2 寺院を経て申請人に給付される共済金は、寺院の責任において適切な事務処理を行わなければならない。

3 前項以外の給付金については、当該寺院の収入とする。

(住職慰労金)

**第6条** 2回以上住職又は教会主管者に就任した者の住職慰労金給付についての在職年数の算定は、その在任期間を通算する。ただし、その者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合は、その判定又は処分を受ける前の在職年数は算入しない。

2 住職慰労金給付後、更に就任した者の在職年数の算定には、先の給付にあたり算定した期間は、これを算入することはできない。

3 住職慰労金の給付対象者が、その給付前に死亡し、僧侶条例(1991年条例公示第16号)第15条に定める死亡届（以下「死亡届」という。）が提出されたときは、教務所がこれを受領した日の属する会計年度において、住職慰労金の相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

4 条例第5条第2項にいう「退任」は、重懲戒に処せられた場合又は差免された場合を除く。

(慰問金)

**第7条** 慰問金は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、入院医療2ヵ月以上の者又は自宅医療6ヵ月以上の者に対して給付する。

2 慰問金給付申請書は、別記様式第1に準じて作成しなければならない。

3 入院医療及び自宅医療が引き続いている者で、それぞれの医療が第1項に定める期間に満たない場合は、自宅医療3ヵ月を入院医療1ヵ月に、入院医療1ヵ月を自宅医療3ヵ月にそれぞれ換算する。この場合、1ヵ月に満たない日数についてもこれに準ずる。

4 医療期間の算定は、申請日の現在による。ただし、先の給付にあたり算定した期間を通算することはできない。

5 慰問金の給付申請は、1人につき毎会計年度1回に限る。ただし、その申請中に死亡し、死亡届が提出されたときは、教務所がこれを受領

した日の属する会計年度において、慰問金の1年相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

6 慰問金の次回以後の申請は、前回の申請書を教務所が受理した日から1年以上を経過した日の現在によるものでなければならない。この場合、申請の事由が継続するときもまた同様とする。

(住職年金)

**第8条** 住職年金の給付開始日は、在職年数を通算した50年の翌日とし、以降毎会計年度の始まりにこれを給付する。

2 2回以上住職及び教会主管者に就任した者の住職年金給付についての在職年数の算定は、その在任期間を通算する。ただし、その者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合は、その判定又は処分を受ける前の在職年数は算入しない。

3 住職年金の給付は、給付対象者が死亡した日の属する年度をもって終わる。

4 住職年金の給付対象者が、その給付前に死亡し、死亡届が提出されたときは、教務所がこれを受領した日の属する会計年度において、住職年金の1年相当額を1回に限り、給付対象者の所属する寺院に給付するものとする。

5 既に住職年の給付を受けている者が重懲戒に処せられた場合又は差免された場合、その判定又は処分確定の日以降はこれを給付しない。

(給付の制限)

**第9条** 賦課金の滞納がある寺院については、その滞納金の全てが納付されるまで、第1種共済の共済金給付を停止する。

2 寺院は、共済金給付の事由が生じた日から3ヵ月を経て、なお賦課金の滞納がある場合は、第1種共済の共済金給付を受けることができない。

## 第3章 第2種共済

(基礎加入)

**第10条** 条例第10条による第2種共済の基礎加入については、加入申請、加入登録及び登録証書の手続を要しないものとする。

(任意加入)

**第11条** 任意加入は、条例別表第5号に定める建物について、それぞれ加入口数を定めて個別に加入するものとする。

2 保障の対象となる建物は、それぞれ棟を別に

(任意加入申込書)

**第12条** 任意加入をしようとする寺院は、別記様式第2に準じて第2種共済任意加入申込書を

作成し、共済拠出金とともに教務所長に提出しなければならない。

(保障の対象外)

**第13条** 条例別表第5号に定める建物の地下部分及び地下施設については、保障の対象とならない。

(付属建物)

**第14条** 付属建物を保障の対象としようとするときは、任意加入の申し込みに先だって、別記様式第3による付属建物承認願を作成し、教務所長を経て宗務総長の承認を得なければならない。

2 前項の付属建物承認願を共済審査会の審査を経て保障の対象として承認したときは、別記様式第4により付属建物承認書を発行する。

(新規加入手続)

**第15条** 教務所長は、第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金を確認してこれを受理することに決定したときは、別に定める披露状を発行し、速かに第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金を組織部長に送付しなければならない。

2 前項の披露状は第2種共済任意加入申込受理書を兼ねるものとし、その発行の日をもって条例第15条第4項に定める加入申込を受理した日とする。

**第16条** 組織部長は、第2種共済任意加入申込書及び共済拠出金の送付を受けたときは、これを点検して電子計算機による情報等の管理運用及び保護に関する規程(2006年達令公示第7号)第4条第1項に規定する寺院教会・僧侶情報システム(以下「寺院教会・僧侶情報システム」という。)に記録し、別記様式第5に準じて第2種共済登録証書を作成して、加入者に交付しなければならない。

(継続加入手続)

**第17条** 条例第14条後段の規定に該当する継続加入については、教務所長は、共済拠出金を寺院教会・僧侶情報システムの記録と照合して、これを受理したときは、第15条の規定に準じてこれを処理するものとする。

2 継続加入の共済拠出金は、前項の規定によるほか、郵便振替等により組織部へ直接送付することができる。この場合、入金日をもって、条例第15条第4項に定める加入申込を受理した日とする。

3 前条の規定は、本条にこれを準用する。

**第18条** 継続加入であって、加入方法及び保障建物に異動がある場合は、第15条及び第16条の規定を準用する。

(継続加入の保障の効力)

**第19条** 継続加入の保障の効力は、加入申込を受理した日現在の保障の効力が満了する日の翌日から発生する。

(保障建物の変更)

**第20条** 保障期間中に、保障の対象である建物の改築、増築又は移築により加入当初の総面積に異動が生じたときは、別記様式第6に準じて教務所を経て届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、電子計算機にその異動を記録する。

3 加入当初に保障の対象と定めた建物を、他の建物に変更することはできない。

4 保障期間中に、加入当初に保障の対象と定めた建物及び口数を変更することはできない。

5 保障期間中に、加入当初に保障の対象と定めた建物以外の建物を追加して加入できない。

(査定の方法)

**第21条** 条例第19条第1項に定める報告は、その災害が発生した日から1ヵ月以内に行わなければならない。

2 宗務総長は、前項の報告を受けた日から1ヵ月以内に条例第21条に定める査定を行わせるものとする。

3 第1項及び前項の期限は、宗務総長が特段の事由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

4 現地査定には、被災対象寺院の代表者が立ち会うものとする。

5 前項の代表者は、住職・教会主管者若しくはその代務者又は寺院教会条例(1991年条例公示第14号)第25条に定める寺族の代表者とする。

6 第3項の規定は、条例第24条に定める再審査の請求期限についても準用する。

(復興共済積立金の現況周知)

**第22条** 第2種共済特別会計条例(1991年条例公示第35号)第6条に定める復興共済積立金の保管の状況は、機関誌「真宗」にこれを掲載し、周知するものとする。

(災害の範囲等の更正)

**第23条** 同一の要因により発生した災害の範囲及びその被災対象寺院の特定手続きが終了し、第2種共済の共済金の給付が完了するまでの間に、さらに重複して災害が発生した場合は、当該地域の被災状況を的確に掌握し、条例第18条第4項による決定を更正することがある。この場合、第21条第1項に規定する報告期限の起算日は、当然後の要因発生の日とする。

(宗派共済見舞金)

**第24条** 宗派共済見舞金の給付額は、別表第1号のとおりとする。

**第4章** 給付の再審査  
(再審査)

**第25条** 条例第24条により、第2種共済の共済金の再審査を請求しようとするときは、別記様式第7に準じて再審査申請書を作成し、教務所長を経て宗務総長に提出しなければならない。

2 第3条の規定は、再審査申請についてもこれを準用する。

**第5章** 共済審査会  
(職務権限)

**第26条** 条例第22条に定める共済審査会(以下「審査会」という。)は、査定書に基づく共済金給付額の決定及びその他必要な事項について審査する。

2 審査会は、特に必要と認めるときは、審査対象寺院に対し、復興誓約書の提出を求めることができる。

3 前項の復興誓約書には、住職・教会主管者又はその代務者並びに責任役員及び総代全員の署名押印を必要とする。ただし、非法人教会の場合は、総代全員の署名押印とする。

(組織)

**第27条** 審査会に委員10人を置き、宗務役員のうちから宗務総長が命ずる。

(審査)

**第28条** 審査は、初審査及び再審査にわけ、それぞれ5人の委員によって行う。

2 初審査の委員は、再審査の委員となることできない。

3 再審査において初審査の査定が適正を欠くと認めるときは、初審査の査定を廃棄して、更に査定を行う。

4 再審査において初審査の査定が適正であると認めるときは、宗務総長は、再審査の申請を却下する。

**第29条** 審査について更に資料が必要と決定したときは、その提出を求めることができる。

2 審査について必要と認めるときは、何時でも参考人の出席を求め又は文書をもって意見を聞くことができる。

(臨時委員)

**第30条** 委員は、給付の申請人との間に親族関係又は直接の利害関係のあるときは、その事件に関与することができない。

2 前項により委員の定数に不足を生じたときは、臨時に委員を命ずる。

(事務所管)

**第31条** 審査会の事務は、組織部の所管とする。

**附 則**

1 この達令は、公示の日から施行する。

2 共済条例施行条規(1966年告達第12号)及び共済審査会規程(1966年告達第22号)は、廃止する。

**附 則**(1988年6月25日達令公示第10号)  
この達令は、1988年7月1日から施行する。

**附 則**(1991年6月29日達令公示第54号)  
この達令は、1991年7月1日から施行する。

**附 則**(1999年6月25日達令公示第10号)  
この達令は、1999年7月1日から施行する。

**附 則**(2000年6月27日達令公示第9号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則**(2001年6月29日達令公示第11号)  
この達令は、2003年1月1日から施行する。

**附 則**(2003年6月28日達令公示第11号)

1 この達令は、2003年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令により提出されたものとみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令により作成、発行されたものとみなす。

**附 則**(2004年6月28日達令公示第28号)

1 この達令は、2004年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令による申請書及び届書とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

**附 則**(2006年6月28日達令公示第6号)  
この達令は、2007年1月1日から施行する。

**附 則**(2008年6月27日達令公示第12号)

1 この達令は、2008年7月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令による申請書とみなす。

3 この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

**附 則**(2008年7月31日達令公示第14号)

1 この達令は、2008年8月1日から施行する。

2 この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書は、この達令による申請書とみなす。

**附 則**(2013年6月28日達令公示第15号)  
この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2015年12月25日達令公示第12号)

この達令は、2016年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。

**附 則** (2016年6月24日達令公示第10号)

- この達令は、公示の日から施行する。
- この達令施行の際、現に重懲戒に処せられた経歴を持つ者及び住職又は教会主管者を差免された経歴を持つ者に係る退職慰労金及び住職年金の給付は、なお従前の例による。

**附 則** (2017年6月28日達令公示第13号)

- この達令は、2018年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。
- この達令施行の際、従前の規定により提出されている申請書及び届書は、この達令による申請書及び届書とみなす。
- この達令施行の際、従前の規定により作成、発行されている書類は、この達令による書類とみなす。

- この達令施行前に従前の規定により申請書が提出されている退職慰労金、遺族給付金、慰問金、弔慰金及び住職年金で、未だその給付を受けていないものについては、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した共済金は、この達令により給付した共済金とみなす。

**附 則** (2018年6月25日達令公示第16号)

この達令は、公示の日から施行する。

**附 則** (2019年6月27日達令公示第5号)

- この達令は、2020年1月1日から施行する。ただし、この達令施行の準備に必要な事項は、達令施行前に行うことができる。
- この達令施行前に発生した災害に基づく共済金の給付については、従前の規定は、なおその効力を有し、これにより給付した共済金は、この達令により給付した共済金とみなす。

**附 則** (2021年6月30日達令公示第20号)

- この達令は2021年7月1日から施行する。ただし、第13条の規定については、基礎加入分は2022年7月1日から、任意加入分は2022年1月1日からそれぞれ施行する。この場合、従前の規定により加入していた任意加入の保障期間中はこれを適用しない。
- この達令施行前に保険会社と契約した補償制度による補償金並びにその給付申請については、なお従前のおりとする。

**附 則** (2020年6月28日達令公示第4号)

この達令は、2022年7月1日から施行する。

第二十編 共済条例施行条規

**別表第1号 (宗派共済見舞金)**

種 別	最大給付額
本堂 (20坪以上)	5万円
本堂 (20坪未満)	4万円
庫裡	3万円
任意に加入している書院、客殿、集会所、その他宗務総長が認めた付属建物、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、認定こども園園舎、その他事業建物	2万円

**様式第1**

慰問金給付申請	
宗務総長殿 このたび、慰問金の給付を申請します。	
宗務総長殿 年 月 日	
寺院・教会 ふりがな(親・姓読み) じ・きょうかい ふりがな	
教区 組 寺・教会	申請人 印
	<input type="checkbox"/> 住職 <input type="checkbox"/> 坊守
事由 <input type="checkbox"/> 病氣医療 病名 [ ] 入院医療(計: 年 月 日) ~ 年 月 日 ~ 年 月 日 自宅医療(計: 年 月 日) ~ 年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 身体障害者 身体障害者手帳交付年月日 年 月 日

共済金 振込口座 (寺院教会名義の口座であること)		<input type="checkbox"/> 口座未開設 ・ <input type="checkbox"/> 口座凍結	
振込口座	コード 銀行	コード 銀行	郵便局以外
[ ] [ ] [ ] [ ]	[ ] [ ] [ ] [ ]	[ ] [ ] [ ] [ ]	郵便局 - -
フリガナ			
口座名義			
同意欄	<input type="checkbox"/> 本口座を振込口座とすることに同意します。		

【添付書類】  
①病氣医療の場合は、入院医療(2ヵ月以上)又は自宅医療(6ヵ月以上)を申請した医師の証明書を添付のこと  
②身体障害者の場合は、身体障害者手帳の写し(コピー)を添付のこと  
【注意事項】1 太線内の欄書きで記入してください。2 "□"は該当箇所をレ点にて選択してください。

裁決	宗務所受付 第 号
----	--------------

所長	扱者	教務所経由第 号	賦課金
		受付日 . . .	
		寺院教会番号 - -	【慰問金】

第二十編 共済条例施行条規

**様式第2の1**

第2種共済任意加入申込書		加入者情報						
宗務総長殿		<input type="checkbox"/> 新規	加入内容を変更しない で継続して加入される場 合は、この申込書を作成 する必要はありません。 加入内容を変更される 場合は、変更後の内容を全 て記入してください。					
教区 組 寺 教会	住職 教会主管者 代務者	<input type="checkbox"/> 口数変更継続 <input type="checkbox"/> 対象建物変更継続 <input type="checkbox"/> 面積変更継続						
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。		TEL ( ) -	2枚、3枚目にも押印くだ さい。					
加入口数	共済拠出金	0   0   0   0   円	1口1万円です。					
保障建物及び建物別口数								
建物名称	本堂	庫裡	書院	客殿	合計			欄外で増減となり建別 保障額があります。
加入口数	口	口	口	口	口	口	口	加入時追加口数です。
建物面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	2枚、3枚目も場合は、 合計を記入してください。
	(坪)	(坪)	(坪)	(坪)	(坪)	(坪)	(坪)	

※ 本堂(庫裡)等除く、庫裡、書院、客殿、集会所、宗教法人が経営する幼稚園園舎、保育園園舎、以外で付属建物として加入しようとするときは、事前に行方調整協議を提出し、宗務総長の承認を受けてください。  
※ 1階は、3、3㎡で換算します。  
※ 2枚目・3枚目を教務所へ提出してください。 寺院教会番号 - -

様式第2の2

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 口数変更届出 (教務所印) <input type="checkbox"/> 対象建物変更届出 <input type="checkbox"/> 面積変更届出	
宗務総長殿 教区 組 寺 教会 住職 教会主管者 代務者 TEL ( ) - ( )	
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。	
加入口数	口 共済拠出金 0000円
保障建物及び建物別口数	
建物名称	本堂 庫裡 書院 客殿 合計
加入口数	口 口 口 口 口 口 口 口 口 口
建物面積	m <sup>2</sup>
	(坪)
所長	受理番号 第 号 扱者
	教務所受理日 (宗務所印) 年 月 日
	寺院教会番号 - -

様式第2の3

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 口数変更届出 (宗務所印) <input type="checkbox"/> 対象建物変更届出 <input type="checkbox"/> 面積変更届出		裁 決
宗務総長殿 教区 組 寺 教会 住職 教会主管者 代務者 TEL ( ) - ( )		
下記のとおり第2種共済加入の申し込みをします。		
加入口数	口 共済拠出金 0000円	
保障建物及び建物別口数		
建物名称	本堂 庫裡 書院 客殿 合計	
加入口数	口 口 口 口 口 口 口 口 口 口	
建物面積	m <sup>2</sup>	受付 (賦課金)
	(坪)	
所長	受理番号 第 号 扱者	
	教務所受理日 (宗務所印) 年 月 日	
	寺院教会番号 - -	

様式第3

付属建物承認願			
宗務総長殿			年 月 日
このたび、付属建物として承認くださるよう出願します。			
寺院・教会	教区 組 寺 教会	住職 教会主管者 代務者	印
建物名称		建物面積	m <sup>2</sup> (坪)
写真添付 (建物の全体がわかるもの) (数枚添付の場合は裏面使用可)			

【添付書類】 ① 境内建物配置図 (対象建物に斜線・着色等をし、位置が確認できること)  
 【注意事項】 1 2重線内のみ楷書で記入してください。

裁 決	宗 務 所 受 付 第 号
所 長 扱 者	教 務 所 経 由 第 号
	受 付 日 . . .
	寺 院 教 会 番 号 - -

賦 課 金
-------

【付属建物承認願】

様式第4

付属建物承認書		
教区 組 寺 教会	住職 教会主管者 代務者	殿
建物名称		
建物面積		m <sup>2</sup>
上記の建物を第2種共済任意加入付属建物として承認します。		
年 月 日		職 印
宗務総長		

様式第5

第2種共済登録証書			
教区 組 寺 様			年 月 日
(役職) 様			宗務総長
下記のとおり第2種共済任意加入を登録しました。			
教区 組 寺 ( - - )			印
保障発生日	年 月 日	保障満了日	年 月 日
加 入 口 数 口 (対象建物口数内訳)			

(第二十編) 共済条例施行条規

(第二十編) 共済条例施行条規



## 授与物に関する達令

（1984年12月19日達令公示第8号）

- 改正 ①1991年 6月29日達令公示56  
 ②1992年 6月26日達令公示10  
 ③1997年 6月13日達令公示13  
 ④2009年 6月29日達令公示19  
 ⑤2016年12月27日達令公示11

（趣旨）

**第1条** この達令は、授与物の寸法、形状及び品質の厳正な保全とその調製の適正を図るとともに、本派の授与物たるにふさわしい品質の維持、向上に資するための必要な事項を定める。

（授与物）

**第2条** この達令でいう授与物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 絵像御本尊
- (2) 御名号
- (3) 宗祖聖人御影
- (4) 蓮如上人御影
- (5) 聖徳太子御影
- (6) 七高僧御影
- (7) 歴代門首御影
- (8) 御絵伝
- (9) 浄土三部経
- (10) 浄土三部経（抄）
- (11) 昭和法要式浄土三部妙典
- (12) 御和讃
- (13) 御文
- (14) 御伝鈔
- (15) 報恩講式文・嘆徳文
- (16) 御俗姓

2 木仏御本尊は、この達令による授与物に準じて、第5条に規定する委員会の点検を経なければならない。

（調製）

**第3条** 授与物は、本派の教義に基づく礼拝又は儀式の用に供せられるものであるから、仏祖崇敬の念と本派の伝統に立脚して、厳正な規格管理のもとに調製されなければならない。

（規格）

**第4条** 授与物の規格は、この達令で定める他、すべて宗務総長が定める授与物規格によるものとする。

2 第2条第1号から第7号までに掲げる授与物の標準寸法は、別表第1号及び第2号に定めるとおりとする。

（授与物委員会）

**第5条** 授与物に関する規格管理、業者の選定、購入資材及び製品の検査並びに授与礼金について調査審議し、もってその適正を図るため、授与物委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は、別に定める。

（絵表所）

**第6条** 授与物の調製に当るため絵表所を設ける。

2 絵表所における授与物の調製は、委員会の議を経て宗務総長が認定した絵師及び表具師等が、これに当る。

（授与礼金）

**第7条** 授与物授与に対する礼金は、宗務総長が定め告示する。

附 則

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 会計条例施行条規（1961年告達第24号）第70条第1項に次のただし書を加える。  
 ただし、授与物の調製に係る物品の調達については、すべて授与物委員会がこれを行うものとする。

附 則（1991年6月29日達令公示第56号）  
 この達令は、1991年7月1日から施行する。

附 則（1992年6月26日達令公示第10号）  
 この達令は、1992年7月1日から施行する。

附 則（1997年6月13日達令公示第13号）抄  
 この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日達令公示第19号）  
 この達令は、2009年7月1日から施行する。

附 則（2016年12月27日達令公示第11号）  
 この達令は、2017年1月1日から施行する。

### 別表第1号（御本尊・御名号・御影の標準寸法）

種 別	長さ (cm)	幅 (cm)
20代	20.0	8.5
30代	27.2	12.0
50代	31.5	14.3
70代	40.0	18.0
100代	50.2	22.0
150代	67.4	28.0
200代	80.5	33.5
300代	98.2	40.6
500代	133.5	54.5
700代	160.2	58.8
一貫代	181.5	68.5
四番形	187.9	74.2
三番形	207.0	87.3
同厨子形	103.3	74.2
二番形	214.8	103.6
同厨子形	126.1	92.7
大 形	220.2	109.7
同厨子形	142.1	97.6
皇太子・七高僧	185.8	80.6

附規 幅については、金軸を含む。

別表第2号

(三折御本尊小型・三折御本尊・額装御本尊の標準寸法)

種別	高さ (cm)	幅 (cm)	奥行 (cm)
三折御本尊 (小型)	16.4	(全幅) 21.6 (三折時) 7.6	
三折御本尊	21.2	(全幅) 27.0 (三折時) 10.1	
額装御本尊	(壁掛時) 19.5 (台付時) 21.0	(壁掛時) 9.2 (台付時) 11.5	(壁掛時) 2.8 (台付時) 5.0

(第二十編) 授与物に関する達令

## 出版物に関する条例

(1991年6月29日条例公示第46号)

- 改正 ①2012年6月29日条例公示23  
 ②2015年6月26日条例公示9  
 ③2023年6月30日条例公示16

(趣旨)

**第1条** この条例は、本派において編集又は編纂する出版物の刊行について定める。

(刊行の目的)

**第2条** 出版物は、真宗大谷派宗憲第2条に定める本派の目的達成に資するため、教化、教養、研究、告知、報道、宣伝又は記念等の分野にわたり、社会状況、対象及び環境に応じて、これを刊行しなければならない。

(種別)

**第3条** 出版物の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、授与物及び賞典物と定められたもの並びに事務用その他の一般に配布しないものは除く。

- (1) 定期刊行物
- (2) 書籍
- (3) 視聴覚伝道用刊行物
- (4) パンフレット、リーフレット、ポスターその他の刊行物
- (5) 前各号による電子出版物
- (6) 教化教材物品  
(東本願寺出版)

**第4条** 本派は、寺院・教会はもとより、広く現代社会に真宗の教法を発信するため、「東本願寺出版」と称して出版活動を行う。

- 2 東本願寺出版の業務は、出版部が行う。
- 3 東本願寺出版から刊行する出版物を充実させるため、開教監督部、沖繩開教本部、首都圏教化推進本部及び親鸞仏教センターは出版部と連携を緊密にしなければならない。

(出版委員会)

**第5条** 東本願寺出版における出版物の刊行及び頒布促進に関する企画立案を行うため、宗務所に出版委員会を置く。

- 2 出版委員会に関する事項は、別に定める。  
(会計)

**第6条** 東本願寺出版から刊行する出版物に関する会計は、特別会計としなければならない。  
(業務の委託)

**第7条** 出版部以外の宗務機関は、出版物の刊行にあたって、必要によりその業務の一部又は全部を出版部に委託することができる。

(第二十編) 出版物に関する条例

2 前項による委託の種別は次の各号のとおりとする。

- (1) 編集に関する業務
- (2) 販売又は頒布に関する業務
- (3) 在庫管理に関する業務

**附 則**

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。  
2 1991年6月30日までに刊行した出版物は、この条例により刊行したものとみなす。

**附 則** (2012年6月29日条例公示第23号)  
この条例は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2015年6月26日条例公示第9号)  
この条例は、2015年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日条例公示第16号)  
この条例は、2023年7月1日から施行する。

## 出版委員会規程

〈2012年6月29日達令公示第22号〉

改正 2023年6月30日条例公示19

(趣旨)

**第1条** この達令は、出版物に関する条例(1991年条例公示第46号。以下「条例」という。)第5条に規定する出版委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定める。

(業務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 出版物の刊行計画の策定に関する事項
- (2) 出版物の企画及び頒布促進に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織及び任期)

**第3条** 委員会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、出版部長の上申により、宗務総長が命じ又は委嘱する。

- (1) 宗務役員
- (2) 学識経験を有する者

3 前項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、出版部を担当する参務がこれに当たり、委員会の業務を掌理する。

2 委員長に事故あるときは、出版部長がその職務を代理する。

(宗務役員の委員会への出席)

**第5条** 委員長が必要と認めた宗務役員は、委員会に出席して発言することができる。

(参考人の委員会への出席)

**第6条** 委員長が必要と認めたときは、委員会に専門知識を有する者の出席を求めて、説明及び意見を聞くことができる。

(事務)

**第7条** 委員会の事務は、出版部が行う。

**附 則**

この達令は、2012年7月1日から施行する。

**附 則** (2023年6月30日達令公示第19号)  
この達令は、2023年7月1日から施行する。

## 称号及び標章等に関する条例

〈1988年1月20日条例公示第4号〉

(条例の目的)

**第1条** この条例は、わが宗門（以下「本派」という。）が、覚信尼公による真宗本廟創立を淵源として、覚如上人の本願寺公称及び教如上人の本願寺分立を経て、真宗大谷派として形成されてきた沿革に則り、真宗大谷派及び真宗本廟並びに本願寺以外に本派が固有に依用する称号と紋章その他の標章を定めることを目的とする。

(称号)

**第2条** 次の各号に掲げる称号は、本派及び真宗本廟たる本山本願寺を指称する称号として、本派が固有にこれを依用する。

- (1) 大谷派
- (2) 真宗東本願寺派
- (3) 東本願寺派
- (4) 真宗大谷派本願寺
- (5) 東本願寺
- (6) 大谷派本願寺
- (7) 大谷本願寺

2 大谷祖廟は、東大谷、東大谷祖廟及び東大谷本廟とも称する。

(紋章及び標章)

**第3条** 本派及び真宗本廟たる本山本願寺は、藤及び牡丹を紋章その他の標章として依用する。

2 紋章その他の標章の名称及び図柄は、別にこれを定める。

(使用基準等)

**第4条** 称号、紋章その他の標章の使用基準及び使用区分その他の事項は、達令でこれを定める。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

（第二十編）称号及び標章等に関する条例

## 離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

〈1993年6月21日条例公示第11号〉

(趣旨)

**第1条** この条例は、宗教法人「真宗大谷派」（以下「本派」という。）に対して被包括関係の廃止を通告（以下「離脱通告」という。）した普通寺院又は教会（以下「通告寺院」という。）であって、当該離脱手続中、門徒の3分の2以上の同意を欠いたことにより、規則変更について所轄庁の認証が得られず、適正な法人運営が為されない現状に対し、本派が包括する宗教法人としての社会的責任と立場を明らかにするため、次条に定める適用条件をすべて満たしているものについて、当該離脱通告当時の代表者の意志にかかわらず、その寺籍を復籍するための手続及びその他必要な事項を定める。

(適用条件)

**第2条** この条例の適用を受けようとする通告寺院は、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 離脱通告したにもかかわらず、所轄庁に対し被包括関係廃止のための規則変更認証申請（以下「認証申請」という。）を未だしていないもの又は認証申請したにもかかわらず未だ所轄庁の認証を受けていないものであること。
- (2) 当該通告寺院の代表役員が、復籍に関する手続を行わない場合又はこれを行おうとしない場合であること。
- (3) 離脱通告した日から3年以上経過していること。

(準備手続)

**第3条** 前条に定める条件をすべて満たしている通告寺院（以下「対象寺院」という。）は、寺籍の復籍願に先立って、あらかじめ次の手続を完了しておかななければならない。

- (1) 当該対象寺院に所属する門徒及び関係者全員の名簿を確定する。
- (2) 当該対象寺院の復籍について、これに所属している門徒の3分の2以上の同意のあることを文書により明示する。
- (3) 第7条に規定する特命住職又は特命住職代務者が任命されるまでの間、当該対象寺院に所属する門徒の意志（関係者があるときはその意志を含む。）を適正に表示し得る機関を設置し、その機関の代表者（以下「門徒代表」という。）を選定すること。

（第二十編）離脱通告寺院の寺籍復籍に関する特別措置条例

(4) 当該対象寺院が離脱通告をする以前に所属していた組（以下「対象組」という。）の承認を得ること。

2 前項第4号に規定する承認は、組会及び組門徒会の議決により決定されるものとする。  
(教務所長への届出)

**第4条** 前条に定める事項がすべて完了したときは、適用条件を満たしかつ事前手続を完了したことを証明する書類に顛末書を添えて、当該対象寺院の門徒代表により、対象組の組長を経て、当該対象寺院が関係廃止の通告をする前に所属していた教区（以下「対象教区」という。）の教務所長に届け出るものとする。

(教区の承認)

**第5条** 対象教区の教務所長は、前条の届出を受けたときは、当該対象寺院がこの条例の適用を受けるに相当するものであるかどうかを調査し、その適用について教区の承認を求めなければならない。

2 前項に規定する承認は、教区会及び教区門徒会の議決を必要とする。ただし、教区会及び教区門徒会は、教区会参事会及び教区門徒会常任委員会に、それぞれ議決を委任することができる。

(宗務総長への報告)

**第6条** 対象教区の教務所長は、前条の教区の承認が得られたときは、第4条に規定する届出書に、教区の承認を得たことを証する書類及び教務所長の調査所見を添えて、宗務総長に報告しなければならない。

(特命住職の任命)

**第7条** 宗務総長は、前条の報告を受けたときは、当該対象寺院の寺籍の復籍に必要な手続を行うため、当該寺院の寺籍の復籍に先立って、対象教区の教務所長の職にある者を特命住職又は特命住職代務者（以下「特命住職」という。）に任命する。

(特命住職の職務権限)

**第8条** 前条により任命された特命住職は、当該寺院規則に定める代表役員たる住職となる。この場合、任命直前に就任していた代表役員たる住職は、当然解任されたものとみなす。

2 特命住職は、当該対象寺院の寺籍復籍のための手続に必要な職務を行い、及び後任住職就任に必要な職務を行う。

3 前項のほか、特命住職は在任中必要に応じて、寺院教会条例（1991年条例公示第14号。以下同じ。）その他に定める住職の職務を行う。

(適用除外)

**第9条** 寺院教会条例及び僧侶条例（1991年

条例公示第16号。以下同じ。）の規定中、この条例に定める各規定に抵触する事項については、この条例による特命住職の任命及び職務執行に関しては、適用を除外する。

(寺籍復籍願)

**第10条** 特命住職は、当該対象寺院の代表役員の変更登記を完了したときは、次の各号に定める手続をすべて行い、速やかに寺籍復籍願を対象組の組長及び対象教区の教務所長を経由して、宗務総長に提出しなければならない。

(1) 総代の選定

(2) 責任役員を選定

(3) 寺籍復籍に関する責任役員会の議決及び総代の同意

(4) 復籍に係る組納付金、教区納付金及び復籍納付金の支払方法に関する責任役員会の議決及び総代の同意

(僧籍簿に関する特例)

**第11条** 特命住職は、この条例により寺籍の復籍が完了したときは、当該寺院の離脱通告当時に所属していた僧侶であつて、特に復籍を願ひ出ようとする者があるときは、総代に諮って、復籍のための手続を行うことができる。

2 前項の出願には、あらかじめ対象組の同意を得ておかななければならない。

3 宗務総長は、前2項による出願があつたときは、僧籍を復して衆徒とすることができる。

(施行細則)

**第12条** この条例の施行について必要な事項は、宗務総長が定める。

#### 附 則

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、寺籍及び僧籍の復籍に関する臨時措置条例（1984年条例公示第3号）の適用を受けた寺院で、未だ寺籍の復籍が完了していないものについては、この条例を適用することができる。この場合、臨時措置条例によって、この条例の規定に相当する手続を完了しているものと宗務総長が認定したものについては、当該手続についてこれを省略することができる。

